

公立大学法人福岡県立大学の研究データの保存等に関するガイドライン

実施：平成 28 年 4 月 1 日

1. 目的

このガイドラインは、公立大学法人福岡県立大学の適正な研究活動に関する規則（法人規則第 142 号）第 3 条第 4 項に基づき、理事長が定める保存又は開示する研究データの内容、保存期間、保存方法及び開示方法等についての指針を示し、適正な研究活動を推進することを目的とする。

2. 研究データの保存等

研究者は、公開した研究成果に対する第三者の検証可能性を担保するとともに、不正が指摘された際に対応できるよう、研究データを保存しなければならない。

3. 保存対象とする研究データ等

3-1. 保存対象とする研究データは、研究者が公開した研究成果に関するものとする。

3-2. 研究者が保存する研究データは、不正等を指摘された際に科学的根拠を持って不正が無いことを証明することができると考えられるものとする。

3-3. 複数の研究者と共同で行った研究成果の研究データについては、前項に準じ、研究者が担当した部分について証明が可能なものとする。

4. 研究データの保存期間

4-1. 研究データは原則研究者が保存し、その保存期間は研究成果の発表時点から原則10年（試料、標本等の有体物については原則5年）とする。これらの保存期間は、研究者が他機関への異動又は退職等により本学を離れる場合においても同様とする。

4-2. 研究分野の特性により、前項の各期間を超えた保存期間の設定が必要な場合は、研究成果の発表時点で研究者が自ら期間を定めることができる。

4-3. 保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該データについてはその法令等の定める期間に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、法令等の保存期間が4-1項の各期間未満で期間満了後の即時破棄が明記されていない場合には、4-1項の期間に準じて保存期間を定めることとする。

4-4. 共同研究等外部から研究データを受領する場合において、データの保存期間に関する契約若しくは定めが別途あるときは、契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めることとする。

5. 研究データの公開等について

研究者が公開した研究成果に対し、第三者より検証等の目的で研究成果及びその研究データ等に関して問い合わせがあった場合、当該研究者の責任で誠実かつ適切に対応する。